

令和7年度高知県街頭防犯カメラ等設置支援事業費
補助金交付要綱の運用に関するガイドライン

みんなでつくろう！地域の安全



令和7年4月
高知県警察本部
生活安全企画課

令和7年度高知県街頭防犯カメラ等設置支援事業費補助金交付
要綱の運用に関するガイドライン

第1 はじめに

1 策定の目的

このガイドラインは、令和7年度高知県街頭防犯カメラ等設置支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定める事項の解釈や運用について定め、設置される街頭防犯カメラ等（以下「防犯カメラ」という。）が適正に運用されることを目的とするものです。

2 防犯カメラとプライバシーの保護

防犯カメラは、24時間撮影が可能であることから、犯罪の抑止効果があるとともに、犯罪発生時には容疑者の特定にも役立つなど、安全で安心して暮らせるまちづくりの実現に大きな役割を果たすものです。

その一方で、撮影される方のプライバシーを侵害することがないように、十分配慮する必要があります。

人には、自己の容貌等をみだりに撮影されたり、公表されたりすることのない自由があり、プライバシーに関する権利の一つとして、憲法第13条（個人の尊重）の趣旨も踏まえた慎重な取扱いが必要です。

また、防犯カメラに記録された個人の画像は、特定の人物を識別することができる個人情報であり、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に定められている個人情報として保護の対象となっています。

要綱に基づく防犯カメラは、犯罪の抑止や子供の見守りを目的とするものですが、プライバシーや個人情報の取扱いには十分に留意することが必要です。

第2 用語の定義など

1 街頭防犯カメラ等とは（要綱第2条、第4条関係）

要綱に基づき設置された防犯カメラは、要綱に加えて、このガイドラインに規定された事項についても遵守し、適切に運用していただくことになります。

要綱に定める防犯カメラとは、公共空間における街頭犯罪の抑止又は子供の見守りを目的として、継続的に撮影を行うカメラで、画像記録装置を有するものであって、モニター等による撮影画像の監視を目的としないものをいい、設置目的や申請できる者の要件等によって次の2種類に分類します。

なお、補助率は、いずれの防犯カメラも2分の1を上限とし、カメラ1台につき22万5千円を上限とします。

(1) 街頭防犯カメラ

ア 街頭犯罪の発生を抑止する目的で設置されるカメラ

イ 撮影された画像のうち、公共空間が2分の1以上であるもの

(2) 子供見守りカメラ

ア 子供の通学路や遊び場所等における安全を確保する目的で設置されるカメラ

イ 撮影された画像の全てが公共空間であるもの

(分類図)

防犯カメラ	街頭防犯カメラ	・ 街頭犯罪発生抑止 ・ 公共空間2分の1以上
	子供見守りカメラ	・ 子供の安全空間確保 ・ 公共空間100パーセント

2 公共空間とは（要綱第3条関係）

要綱第3条第1号等で規定する「公共空間」とは、道路、公園、駅前広場等の不特定多数の者が利用する場所のことをいいます。

なお、公共空間の定義の中には、この補助金制度で設置するカメラによって、撮影されることを承諾した個人の居宅等を含みます（3の画像面積の説明参照）。

また、申請される方によって撮影する場所は千差万別であることから、列挙したもの以外のもので、公共空間に該当するか否か疑義のあるものについては、申請の都度、県警察において個別に判断することとなります。

3 画像面積の判断基準について（要綱第3条関係）

(1) 街頭防犯カメラ

要綱第3条第1号に規定する「画像の面積がおおむね2分の1以上」とは、撮影された場所をモニターで確認した場合、そのモニターを目視した警察職員が、一見してモニター上の画面の半分以上の投影部分を「公共空間」が占めていると判断できる場合をいいます。

例えば、モニターの画面上やモニター画面をプリントしたもの等で詳細な面積計算等を用いて確認しなければ判断できないような場合は、仮にその後の正確な計測で撮影されている場所の2分の1以上が公共空間であることが証明できたとしても、警察職員が現地確認に訪れたその場で判断できなければ、「おおむね2分の1以上」には該当しないものとします。

したがって、おおむね2分の1以上であるかどうかの判断は、現地調査に赴いた警察職員の判断に基づき、県警察が判断します。

また、魚眼レンズ等により撮影されたものなど、特定の部位を極端に歪めて公共空間が2分の1以上の面積に達するようにしている場合は「おおむね2分の1以上」には該当するとは判断しません。

(2) 子供見守りカメラ

要綱第3条第2号に規定する「公共空間を撮影するもの」とは、モニター画面上の空間の全てが公共空間で、それを撮影するカメラのことです。

なお、子供見守りカメラの撮影画像は「全てが公共空間」となっており、その中には撮影されることを承諾した個人の居宅等を含みます。

その場合、その個人から要請があれば、必要に応じてマスキングを施すなど、プライバシーの保護に留意しなければなりません。

4 街頭防犯カメラを設置することにより、地域の防犯活動に取り組もうとする組合又は団体とは（要綱第4条関係）

要綱第4条第1項第1号に規定する「街頭防犯カメラを設置することにより、地域の防犯活動に取り組もうとする組合又は団体」のうち、「組合又は団体」とは、

- (1) 既存の組織又は新設される任意の組織であること
 - (2) 規約又はこれに類する何らかの明文規定により、組織の存在が明確にされていること
 - (3) 明文規定があるだけでなく、実在する組織であること
- の3項目全てを満たした組織のことをいいます。

また、「街頭防犯カメラを設置することにより、地域の防犯活動に取り組もうとする」とは、当該組織に係る総会や理事会又はその構成員の意見を集約する場において、街頭防犯カメラを設置することが承認され、かつ、それが議事録やそれに類する書類などによって明文化されており、当該明文を申請書に添付できる状態のことをいいます。

5 不特定多数の者が利用する場所において事業を営み、若しくは営もうとする者（以下「事業者」という。）とは（要綱第4条関係）

要綱第4条第1項第1号に規定する「不特定多数の者が利用する場所において事業を営み、若しくは営もうとする者（以下「事業者」という。）」とは、要綱第3条第1号において規定する、公共空間又はそれに隣接する場所において、不特定多数の者が出入りする事業所を営む方、又はこれから事業を営もうとする方であって、事業活動等に併せて防犯カメラを設置・運営する方のことをいい、国道・県道等に面した場所でコンビニエンスストアやスーパーマーケット等の店舗、駐車場等を営む方などがこれに当たります。

「事業活動等に併せて」とあるように、補助金を利用して街頭防犯カメラを設置しても事業活動を行わない場合は、要綱による補助の対象とはならない取扱いとします。

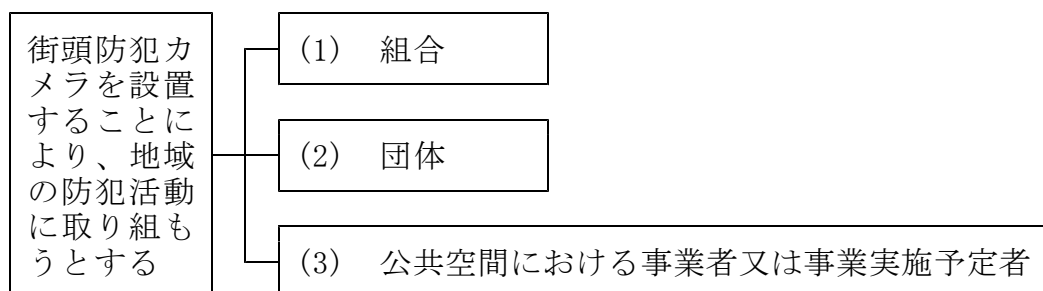
なお、要綱に規定する「事業者」の定義として、同要綱及びガイドライン

では地方公共団体は含まないものとします。

また、要綱に規定する「事業」の定義として、同要綱及びガイドラインでは営利を目的とするものに限定し、いわゆる公益社団法人又は公益財団法人が行う事業は含まないものとします。

その他、申請者が「事業者」に該当するか否かについて疑義があるような場合は、その都度県警察において個別に判断します。

(街頭防犯カメラの申請者)



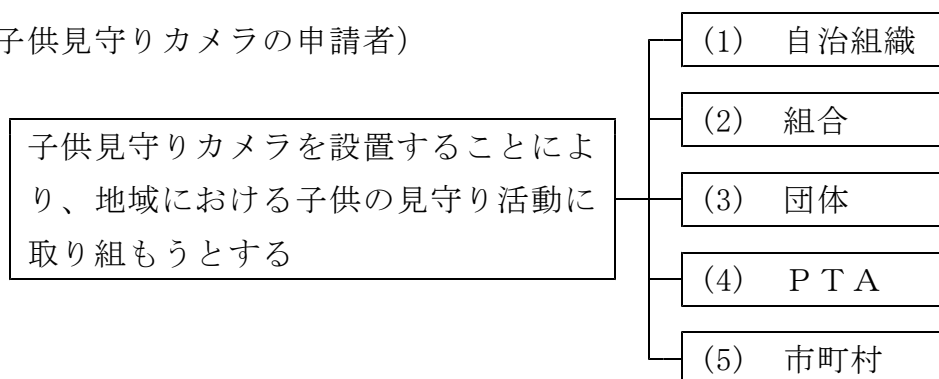
6 子供見守りカメラを設置することにより、地域における子供の見守り活動に取り組もうとする自治組織、組合又は団体とは（要綱第4条関係）

要綱第4条第1項第2号に規定する「子供見守りカメラを設置することにより、地域における子供の見守り活動に取り組もうとする自治組織、組合又は団体」のうち、「自治組織」とは、自治会や町内会など、いわゆる地縁団体のことをいいます。

組合又は団体については、先に項目4で説明したとおりです。

また、「子供見守りカメラを設置することにより、地域における子供の見守り活動に取り組もうとする」とは、例えば、町内会等の組織が、町内会の総会や役員会など、その組織の意見を集約する場において、子供見守りカメラを設置することが承認され、かつ、それが議事録やそれに類する書類などによって明文化されており、当該明文を申請書に添付できる状態のことをいいます。

(子供見守りカメラの申請者)



第3 防犯カメラの設置及び運用に当たっての留意事項

1 設置場所と撮影範囲

防犯カメラの設置及び運用に当たっては、犯罪の抑止効果を高めるとともに、不必要な個人の画像の撮影を防ぐために、どのような場所に、どのような目的で設置するのかを明確にし、撮影範囲を必要最小限にする必要があります。

その際、カメラの角度を調整するなど、住宅内部などの私的空間がなるべく映らないようにしましょう。

2 カメラ設置の表示

防犯カメラの設置に当たっては、あらかじめ防犯カメラが設置されていることを周知するとともに、犯罪を抑止する効果を高めるため、撮影対象区域内又は撮影区域の出入口付近に、防犯カメラを設置していることをわかりやすく表示することが必要です。

3 管理責任者の指定

防犯カメラは、その運用を誤ればプライバシーの侵害につながりますので、その管理及び運用に当たっては、管理責任者を定め、適正に実施する必要があります。

4 画像データの保存・取扱い

個人の画像データが、本人の知らない間に社会に出回することは絶対に避けなければなりません。防犯カメラの画像データについても、外部に流出することのないよう一定のルールに基づき慎重な管理を行う必要があります。

(1) 取扱担当者の指定

防犯カメラ、その他録画装置等を設置する場合は、機器の操作や画像データの確認等を行う者を限定することが妥当です。取扱いを行う担当者を指定し、指定された担当者以外の者が取扱うことのないよう厳重な注意が必要です。

(2) 画像データの保存期間

画像データの漏えい、滅失、毀損又は流出等の防止及びその他の安全管理を徹底するために、保存期間はできるだけ短期間とすることが必要です。管理規程で必要な保存期間を定め、不必要な画像データの保存は慎んでください。

(3) データの厳重な管理

録画装置、画像データを記録した記録媒体（CD-ROM、DVD、メモリーカード、外付けハードディスク等）については、管理責任者や取扱

担当者以外の閲覧や盗難の防止のため、施錠のできる設備の中で厳重に保管し、外部への持出ができないよう十分に注意しましょう。

なお、記録媒体への画像データの記録に当たっては、個人情報の流出を避けるため、インターネットや無線等を使用した記録方式をとってはいけません。

(4) 個人情報の外部流出防止措置の徹底

画像データを消去しないで放置すると、個人情報が流出する危険性が高まります。保存の必要がなくなった画像データは、速やかに消去しましょう。また、画像データを保存している記録媒体の故障により記録媒体を新品に交換するあるいは記録媒体を含めた防犯カメラ機器一式を撤去廃棄する場合等は、画像データの外部流出を防止するため、設置者の責任において、当該記録媒体に保存された画像データを完全に消去し、記録媒体を物理的に破壊するなど、個人情報の外部流出防止措置を確実に行ってください。

5 秘密の保持

防犯カメラの管理責任者等は、防犯カメラによって人の容貌・姿態という個人情報を大量に収集し、管理することになります。したがって、防犯カメラの管理責任者等は、画像データそのものはもちろんのこと、画像から知り得た情報を人に漏らしてはなりません。

6 画像データの閲覧及び提供

防犯カメラの画像データについては、プライバシーが侵害されることのないよう、設置者であっても、設置目的以外の目的で画像データの閲覧をしてはいけません。また、設置目的の範囲内において設置者が画像データを閲覧しようとするときは、当該防犯カメラの設置場所を管轄する警察署との協議によりその可否を判断することとします。

なお、設置者は、次の場合を例外として、画像データを第三者に閲覧させたり提供してはいけません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合
- (3) 個人の生命・身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

さらに、画像データを提供するときは、提供日時や提供先、提供した画像の内容、提供目的、理由などを記録するなどの基準を定め、適正に運用しましょう。

7 苦情等の処理

防犯カメラの設置及び運用に対する苦情や問合せには、あらかじめ苦情等に対する対応要領を定めておくなど、誠実かつ迅速に対応してください。

8 定期的な点検の実施

防犯カメラ本体、録画装置等は、長期間使用していると劣化し、撮影又は録画に不具合が生じる場合があります。

不具合を放置すると、大きな故障の原因のほか本来の設置目的である防犯活動や子供の見守り活動にも支障が出ます。カメラ等の不具合に早期に発見するためにも、設置後は定期的な点検の実施に努めてください。

第4 管理規程の作成が必要です

○ 管理規程の策定

防犯カメラの設置者は、管理責任者や取扱担当者等によって、このガイドラインの内容を踏まえた適切な運用が可能となるよう、防犯カメラの運用に関する基準を盛り込んだ管理規程を定め、その内容を周知・徹底することが必要です。

なお、策定に当たっては、別添の「管理規程作成例」を参考にしてください。

第5 申請者が事業者の場合

○ カメラを設置することに対する同意

防犯カメラを設置する申請者が事業者の場合、防犯カメラをその場所に設置して運営することについて、自治組織、組合又は団体等の間で、防犯カメラを設置することについての同意を得ることが必要となります。

また、防犯カメラ設置後は、地域の団体等と協力し、各種防犯活動に取り組んでいただきますようお願いいたします。

第6 鍵の管理

○ 異なる2種類の鍵

データの厳重な管理のため、録画装置、画像データを記録した記録媒体（CD-ROM、DVD、メモリーカード、外付けハードディスク等）を保管する設備には、異なる鍵を2箇所設置し、1種類は申請者、もう1種類は設置場所を管轄する警察署が各々1個ずつ管理するようにしてください。

劣化等により鍵を交換する場合は、管轄する警察署及び警察本部生活安全企画課まで連絡してください。

第7 年度内執行の原則

○ 特に年度末近くに申請をされる場合の注意事項

補助金の交付を受けるためには、設置が完了しているだけでなく、その年度内に警察職員の行う確認検査まで終了していなければなりません。

確認検査ではカメラが直ちに録画できる状態であることはもちろん、「カメラ作動中」の看板を設置していることまで含めて、その全ての工事が終了している必要があります。

特に、申請の受付期間は、令和7年4月1日から令和8年1月30日までとされていますが、

- (1) 警察における事前審査
- (2) (1)による審査結果を受けてからの工事の実施
- (3) 工事の完了
- (4) 警察職員による確認検査

という手順を経ることから、2か月以内にこの全てを実施するのは困難となる場合が想定されます。したがって、申請はできるだけ早めに行っていただきますようお願いします。

また、予算の範囲内において執行することになりますので、申請の受付期限到達前に申請を締め切る場合があります。

第8 申請回数、申請台数の上限

より多くの団体、事業者等にこの補助金制度をご利用していただくため、上記受付期間中、交付申請ができるカメラの台数は、1団体当たり3台までとします。

第9 事業実績報告書の期限内の提出

○ 期限内に提出しないと補助金の交付が取り消されます。

補助事業が完了したときは、その日の翌日から起算して

- (1) 30日を経過する日
- 又は、
- (2) 完了日の属する年度の3月の最終の平日（令和7年度は、令和8年3月31日）

のいずれかの早い日までに、要綱に規定する別記第3号様式の「事業実績報告書」を提出しなければなりません。

この期限内に正しく事業実績報告書を提出していただかないと、補助金の交付決定が取り消され、補助金が受けられなくなります（根拠規定：高知県補助金交付規則第15条第5号）。

なお、補助事業が完了した日とは、設置工事と申請者が行う完成検査が完了し、領収書等により実績額が明らかとなった日とします。

第10 おわりに

防犯カメラを設置することが地域の防犯力の向上につながることは、県内における事例で既に実証されていますが、その一方ではプライバシーの問題もあり、防犯カメラで撮影されることが無制限に許されるものではありません。

補助金を利用して防犯カメラの設置を行おうとする方々は、要綱とこのガイドラインの内容を遵守するとともに、プライバシーに配慮した上で適切かつ効果的に防犯カメラを活用していただきますようお願いいたします。